

鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月 7 日（金）第3475号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 3
- 公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課取扱い) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（2件） (農地整備課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
(商工政策課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 5

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1069 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年12月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡喜界町大字志戸桶字味意1520番6，字濱崎4545番24
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字篠川字深山213番5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1071号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社センヤクあさがお薬局	薩摩川内市向田本町18番19号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
東山調剤薬局	薩摩川内市横馬場町2-9	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社吉村薬局	薩摩川内市横馬場町9-26	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
はらだ薬局中郷店	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
白十字薬局	薩摩川内市原田町5番1号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
めぐみ薬局	薩摩川内市原田町30番27号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
しらゆり調剤薬局	薩摩川内市大小路町19番9号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
大小路ふれあい薬局	薩摩川内市大小路町39番12号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社ケーアイ調剤薬局	薩摩川内市高城町1945番地3	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
福田薬局	薩摩川内市樋脇町市比野2561番地	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
あさひ調剤薬局中央店	薩摩川内市横馬場町5番6号	平成30年	育成医療・更

		12月1日	生医療
高松薬局	阿久根市本町141番1	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
五万石薬局	出水市五万石町801	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
本町薬局	阿久根市高松町36番地	平成30年 12月1日	更生医療

鹿児島県告示第1072号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療 の種類
		変更前	変更後	
イルカ調剤薬局国分店 霧島市国分向花112-1	名称	有限会社イル カ調剤薬局	イルカ調剤薬 局国分店	精神通院医療

鹿児島県告示第1073号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許年月日

平成30年11月27日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

3 埋立区域

(1) 位置

出水郡長島町諸浦字葛輪39番7, 39番6, 39番42及び39番44の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑩の地点と⑪の地点を結ぶ昭和51年7月13日付け鹿児島県指令漁港第148号で竣功認可された埋立地と公有水面の境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）、①の地点と⑩の地点を結ぶ既存埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 葛輪漁港内の防波堤天端に設置された基準点（金属びょう）（北緯32度15分27秒11, 東経130度11分12秒68）（以下「基点」という。）から53度46分47秒152.23メートルの地点

②の地点 ①の地点から116度48分33秒5.32メートルの地点

③の地点 ②の地点から176度50分18秒1.60メートルの地点

④の地点 ③の地点から86度50分18秒2.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から176度50分18秒2.50メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から266度50分18秒2.62メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から176度50分18秒6.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から86度50分18秒2.62メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から176度50分18秒3.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から266度50分18秒2.62メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から176度50分18秒51.00メートルの地点

- ⑫の地点 ⑪の地点から86度50分18秒2.62メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から176度50分18秒2.69メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から224度03分59秒3.39メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から314度03分59秒2.62メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から224度03分59秒93.00メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から314度03分59秒5.48メートルの地点
⑱の地点 ⑰の地点から44度03分59秒4.00メートルの地点
⑲の地点 ⑱の地点から314度03分59秒59.00メートルの地点
⑳の地点 ⑲の地点から224度03分59秒4.00メートルの地点
㉑の地点 ⑳の地点から314度03分59秒8.01メートルの地点
㉒の地点 ㉑の地点から43度34分08秒84.14メートルの地点

(3) 面積

8,185.16平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

出水郡長島町諸浦字葛輪39番7, 39番6, 39番42及び39番44の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊷の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点 基点から46度02分43秒82.21メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から43度37分19秒13.08メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から80度18分58秒20.87メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から57度26分44秒37.95メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から32度19分33秒9.72メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から5度40分35秒8.72メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から356度50分20秒32.81メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から86度50分18秒102.14メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から176度50分18秒163.14メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から224度03分59秒240.11メートルの地点

㊶の地点 ㊿の地点から314度03分59秒246.32メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から43度59分49秒170.03メートルの地点

(3) 面積

64,724.56平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

鹿児島県告示第1074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年11月19日付けで持留川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1075号

土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：県営シラス対策）（農業用排水施設整備）下山田地区の工事は、平成30年8月8日に完了した。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1076号

土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：県営シラス対策）（農道整備）下山田地区の工事は、平成30年8月8日に完了した。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年12月7日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字中原5413番5地先から5414番2地先まで	平成30年12月7日

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年12月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年12月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス末吉店
曾於市末吉町二之方字町畑5130番地1 外3筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年7月9日
- 意見の概要
特になし。

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第26号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2の表に次のように加える。

219	養護老人ホーム日当山春光園	霧島市隼人町西光寺521番地5
-----	---------------	-----------------

監査委員公表**監査委員公表第21号**

平成30年10月2日付け監査第54号の監査結果に基づき、平成30年11月1日付け鹿教総第435号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月7日

鹿児島県監査委員 長野 信弘
 同 大 藪 豊
 同 田之上耕三
 同 桃木野幸一

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
総務福利課	平成28年度の給与等を、平成29年度に返納しているものがある。	給与事務については、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の改善を図った。
教職員課	諸収入（一般の退職手当等の返納）の収入未済額は、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。	債務者の状況確認や、督促、催告、面談等により、収入未済の解消に努めたが、平成29年度中の納入はなかった。 引き続き、債務者の状況確認等を行い未収債権の解消に努める。
社会教育課	補助金の支出負担行為が遅延しているものがある。	課内の担当間の連携をより一層図るとともに、決裁権者も含め支払業務に対する知識の向上に努めることとした。 また、係長等において、職員の業務の進行管理を徹底することとした。
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額については、新規発生の未然防止のため、奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。 また、未納者に対しては、未納状況を示し返還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未納状況を把握するために自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、収入未済額の解消に努めている。 今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、自宅訪問に重点を置き、面会や電話による督促や分割納入等の指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる収入未済額の解消や新規発生の未然防止に努めたい。
大隅教育事務所	平成28年度の給与等を、平成29年度に支出・返納しているものがある。	学校に対し、管理職研修会、事務職員研修会及び学校事務指導の際に、平成29年度における過年度支出及び過年度返納の状況について説明し、正確な事務処理及び確実な照合を行うよう指導した。また、複数の検査者及び検査補助者による実効性のある自主検査の実施、学校事務支援室におけるチェック体制を徹底するよう指導した。
	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	パソコンの取扱いについては、細心の注意を払うよう職員に対し喚起するとともに、指導を行った。